

# 青森県報

号外第八十七号

平成二十八年  
十月十七日  
(月曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する 条例	(人 事 課)	二
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例	( 同 )	三
青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例	(環 境 保 全 課)	七
青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	(健 康 福 祉 政 策 課)	八
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課)	八
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部 警 務 課)	九
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部 を改正する条例	(警 察 本 部 運 転 免 許 課)	九

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「八戸保健所」を「三戸地方保健所」に改め、「八戸市、」を削る。

第五条第二項の表中「八戸市、」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、八戸保健所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、三戸郡及び  
 おいらせ町の区域に係るものは、三戸地方保健所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八戸保健所感染症診査協議会」を「三戸地方保健所感染症診査協議会」に、「八戸保健所結核診査協議会」を「三戸地方保健所結核診査協議会」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第二の八戸保健所感染症診査協議会及び八戸保健所結核診査協議会並びにそれらの委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二の三戸地方保健所感染症診査協議会及び三戸地方保健所結核診査協議会並びにそれらの委員となり、それぞれ同一性をもって存続するものとする。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第五十一条」に改める。

第五条第一項中「及び八戸市」を削り、同条第二項中「及び八戸市」を削り、「それぞれ当該市」を「同市」に改める。

第四十七条中「青森市」を「青森市及び八戸市」に、「同市」を「それぞれ当該市」に改め、同条を第五十条とし、第四十二条から第四十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第四十一条第二項中第十四号を第二十一号とし、第一号から第十三号までを七号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

一 公害防止条例第十九条第一項の規定によるばい煙関係施設の設置の届出の受理に関すること。

二 公害防止条例第二十条第一項の規定によるばい煙関係施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

三 公害防止条例第二十一条の規定によるばい煙関係施設の構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法に関する計画の変更並びにばい煙関係施設の設置に関する計画の廃止の命令に関すること。

四 公害防止条例第二十二条第二項の規定による同条第一項に規定する期間の短縮に関すること。

五 公害防止条例第二十三条の規定による氏名等の変更及びばい煙関係施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

六 公害防止条例第二十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

七 公害防止条例第二十六条の規定によるばい煙関係施設の構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法の改善並びにばい煙関係施設の使用の一

時停止の命令に関すること。

第四十一条第三項を削り、同条を第四十四条とし、第四十条を第四十三条とする。

第三十九条中「青森市」を「青森市及び八戸市」に、「同市」を「それぞれ当該市」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十八条中「及び八戸市」を削り、「それぞれ当該市」を「同市」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十七条第一項第一号及び第二号中「第二十二条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改め、同条を第四十条とし、第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とする。

第三十四条中「青森市」の下に「八戸市」を加え、同条を第三十七条とし、第二十五条から第三十三条までを三條ずつ繰り下げ、第二十四条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(歯科技工士法に基づく事務)

第二十七条 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第六条第三項の規定による業務に従事する歯科技工士の氏名等の届出の受理に関する事務で、八戸市の区域に就業地がある者に係るものは、同市が処理することとする。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二條を第二十四条とする。

第二十一条第一項中「弘前市」の下に「八戸市」を加え、同条を第二十三条とし、第十七条から第二十条までを二條ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の二條を加える。

(保健師助産師看護師法に基づく事務)

第十七条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十三條の規定による業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の氏名等の届出の受理に関する事務で、八戸市の区域に就業地がある者に係るものは、同市が処理することとする。

(歯科衛生士法に基づく事務)

第十八条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第三項の規定による業務に従事する歯科衛生士の氏名等の届出の受理に関する事務で、八戸市の区域に就業地がある者に係るものは、同市が処理することとする。

本則に次の一条を加える。

（青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生予防に関する条例等に基づく事務）

第五十一条 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号。以下「レジオネラ症発生予防条例」という。）及びレジオネラ症発生予防条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、八戸市の区域に係るものは、同市が処理することとする。

- 一 レジオネラ症発生予防条例第三条第九号の規定による水質基準に適合しないことが判明した旨の報告の受理に関すること。
- 二 レジオネラ症発生予防条例第五条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入調査及び質問に関すること。
- 三 レジオネラ症発生予防条例第六条第一項の規定による必要な措置の勧告、同条第二項の規定による当該勧告に係る措置の命令及び同条第三項の規定による入浴施設の使用の停止の命令に関すること。
- 四 レジオネラ症発生予防条例第七条第一項の規定による公表に関すること。
- 五 前各号に掲げる事務のほか、レジオネラ症発生予防条例の施行に関する事務のうち、レジオネラ症発生予防条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものに関すること。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条、第十八条及び第二十七条に

規定する事務に関して、平成二十九年一月十五日までに届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第三十七条、第四十二条、第四十四条第二項及び第五十条に規定する事務でこの条例の施行の日以後八戸市長が管理し及び執行することとなるもの並びに改正後の条例第五十一条に規定する事務に関して、同日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為（同項に規定する事務に関するものを除く。）は、八戸市長がした処分その他の行為又は八戸市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 4 改正後の条例第三十七条に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十四号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

青森県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「青森市」の下に「及び八戸市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

青森県民生委員の定数を定める条例（平成二十七年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

表八戸市の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例



青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「及び八戸市」を削り、「それぞれ当該市」を「同市」に改め、同条第二項中「及び八戸市」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第五十七号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中(カ)を(ア)とし、(イ)を(カ)とし、(ロ)の次に次のように加える。

(イ) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「及び第一百一条の四第二項」を、「第一百一条の四第二項及び第一百一条の七第一項」に改める。

第五条第二項中「運転免許証」及び「当該運転免許証」の下に「又は運転経歴証明書」を、「運転免許証再交付手数料」の下に「又は運転経歴証明書再交付手数料」を加える。

別表第九号中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表第十号中「又は中型自動車仮運転免許」を、「中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表第十四号中「又は第一百一条の四第二項」を、「第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項」に改め、同表第十七号中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千百円」に改め、同表第十九号中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万四千九百五十円」を「二万四千六百円」に改め、同表第二十号

中

普通自動車免許に係る再試験

千九百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千八百五十円）

を

<p>準中型自動車免許に係る再試験</p>	<p>二千円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）</p>
<p>普通自動車免許に係る再試験</p>	<p>千九百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千八百五十円）</p>

に改め、同表第二十五号中

<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 四千六百五十円</p>
------------------------------	------------------------------

を

<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）</p>	<p>講習一時間について 四千百円</p>
<p>準中型自動車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 三千四百円</p>

に、

<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第九十七条の二第一項第三</p>	<p>四千六百五十円</p>
---	----------------

<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習</p>	<p>二千二百五十円</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習</p>	<p>五千六百円(当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五千二百円)</p>

を

<p>準中型自動車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 二千百五十円</p>
<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 二千五十円</p>

に、

<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 二千五十円</p>
---------------------	----------------------------

を

<p>(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)</p>	
-----------------------------------	--

<p>号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千五百五十円）</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千六百五十円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うも</p>	<p>二千円</p>

に改め、同表の備考の第二号の表イからへまでの規定中「又は

<p>のを除く。)</p> <p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>
<p>二千円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四千三百円）</p>	<p>二千四百円</p>

中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同備考の第三号の表イ中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同備考の第四号の表イからへまでの規定中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同備考の第五号の表イ中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表口中「八千二百円」を「七千八百五十円」に改め、同表口中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例別表の規定の適用については、同表第二十号中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表第二十五号中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

3 改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百一条の四第一項の規定により行われる新法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習に係る講習受講手数料については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭